平成17年度第13回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成18年3月12日(日) 9:00~11:40
会場	浜松商工会議所会館 1階 マイカホール
出席者	鈴木修会長、伊藤修二委員、秋山雅弘委員、有髙芳章委員、
	井ノ口泰三委員、辻琢也委員、中山正邦委員、山口祐子委員
欠席者	-
傍聴者	8 7 名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、テレビはままつ、時事通信社、NHK、
	SBS、日経新聞、毎日新聞、読売新聞、テレビ静岡
浜松市	
事務局	小楠事務局長、松浦、金原、花井、山名、竹内、辻村

《会議の概要》

- 1. 第13回目の審議会として、鈴木会長からのあいさつがなされた。
- 2. 答申について、委員による審議がなされた。
- 3. その他

《会議次第》

- 1. 開 会
- 2. 議事
 - (1) 答申について
 - (2) その他
- 3. 閉 会

《会議の経過》

1 開 会

事務局

皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から、第13 回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。

本日は委員全員の出席でございます。2月26日(日)の第12回審議

会におきましては、議会政務調査費、議員定数及び答申の構成案について 審議いただきました。本日は当審議会から市長に提出する「答申」につい て、委員による審議を行ってまいります。

なお、審議会開催にあたっては、原則公開で行うこととしており、本日、 既にご入場いただいている傍聴者につきまして、当審議会傍聴規程に基づ きご入場いただいていることを申し添えます。

それでは、議事に移りたいと思います。今回が市長宛の提言の最終審議会になると思いますので、十分ご審議をいただきたいと思います。これより議事の進行は鈴木会長が議長となり、会議運営を行っていただきます。 それでは、鈴木会長、よろしくお願いいたします。

会長

皆様おはようございます。今日は第13回目の審議会ということで、今日で答申をまとめて、市長へ提出したいと考えております。よろしくお願いします。

まず、最終答申の審議に入る前に私から申し上げたいことがあります。オートレース事業に関してですが、行革審で昨年12月14日に提言を行い、12月26日に意見書を提出しましたが、大変食い違った意見になりました。そこで、今年の1月15日に北脇市長に直接来ていただき、お話を申し上げ、市長から我々に対してご説明をいただきました。しかし、今回新聞により「5年以降も続ける、5年後の廃止は間違い」という現場の責任者のご発言が報道されました。これは、1月15日に市長からお聞きした話と全く違う話でございました。したがって、私はオートレースを6年以降もやるのか、やらないかということについて、市当局は明確な情報を行革審に対しても、市民に対しても公開すべきだと思います。そして、民間との契約内容についても、こうすることで市の利益になるという情報の公開を明確にすべきだということを、冒頭で委員の皆さんと一緒にご意見を申し上げておきたいと思います。

もう一つは、ザザシティ中央館の問題でございます。先日勉強会で市の担当部長をお招きしてお聞きした時は、市議会への提出について、公費投入の提案がなされた時に、陳謝の意向はあったのかとお聞きしたら、陳謝しましたというお話でございました。しかし、議事録を調べると、当時の課長、部長は確かに指導監督ということで進めてきたが、それにも関わらず、このようなかたちになったことは力不足と反省いたしておりますと出ていますが、市議会に対する市長からの陳謝はなされていない。これも明確にしておきたいと思いますので、この2点をお伝えしておきます。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。まずは皆さんがそれぞれご意見として出されたことを、最大公約数で 事務局がまとめました。それに基づいて進めてまいりたいと思います。

2 議 事

答申について

事務局長

それでは答申書について説明してまいりたいと思います。構成は「はじめに」から「総括」で終わっております。まず、項目ごとに説明したいと思います。「はじめに」では、<u>市政全般、特に職員給与・定員管理、企業会計・特別会計、外郭団体について審議、過去の決定にとらわれず、未来志向で聖域のない改革を議論する</u>、昨年8月から今年の3月までに、合計13回の審議会を土日に開催、市民に公開、勉強会で市の実態を知り、「小改革から大改革まで」全面改革の必要性を確認、に加えて、昨年12月には緊急提言とオートレース事業廃止の意見書を提出、という項目を付け加えました。

そして、「行財政改革に向けて、背景と方向性」については、これも前回説明したとおりです。<u>なぜ今、改革か</u>、これはご承知のとおり、これまでの地方自治体は「3割自治」といわれたように、国に依存してきたけれども、国の指導に基づいて事業を行うことが多く、補助金をあてにして事業を進めるという体質が問題になり、これを是正しなけばならないということで述べさせていただきました。そういうことから、<u>浜松市も例外では</u>ない、ということで浜松市の状況に触れさせていただきました。

そして、今後、どういうかたちで改革をしていくのかというところを、変化を恐れず、改革に思い切って果敢にチャレンジすることが重要、という項目でまとめさせていただきました。「合併」の中身によっては、「改革か、破綻か」どちらにもなるということで、まさにその内容が問題だということでございます。それついては、背伸びやぜい肉で大きく見せるのではなく、小さく筋肉質な政令指定都市を目指すというスローガンで行くべきだということで意見の一致をみたところでございます。そして、言葉の統一:まず、「官」と「民」が同じ言葉で会話ができるようにすることが第1番目にございました。そして、ルールの統一:「大福帳」方式の会計から「世界標準」へ、これは常々会長が申し上げておりますが、グローバルスタン

ダートな世界標準の発生主義・複式簿記の会計を導入して、費用と資産、収入と負債・資本をきちんと区別するとともに、必要な引当や償却をしっかり取り、誰もが理解できるかたちで市財政の真実の姿を示さなければいけないということでございます。さらには、<u>常識の統一:「赤字は仕方がない」から「少しでも赤字を減らす」へ</u>、行政においては経済観念だけでは動かないところがございます。それは必要だから赤字を出してもしょうがないということではなく、そこでもお金の使い方については気を使ってほしいということでございます。「高い透明性」「厳しいリスク管理」「合理的な経営判断」「迅速な実施」を行政に導入する、これはまさにここの項目の説明をしたところでございます。「おねだりから自立へ」「お任せからチェックへ」市民の側の意識改革が必要だと、こういうかたちでまとめさせていただきました。

会長

今までのところでご質問はありますか。

辻委員

今回、これに先立つ勉強会にも所用があって欠席していることもありましたので、まとめて反論したいと思います。文章にして用意してきましたので、それを読み上げさせていただきます。

答申(案)に対する意見

「背伸びやぜい肉で大きく見せるのではなく、小さく筋肉質な政令指定都市を」目指そうとする答申の基本的な考え方には、賛成である。また、具体的項目に関しても、賛成できる部分は多い。しかし、地方自治論・行政学を専攻し、また、現在も他の政令指定都市において行財政改革委員会の座長を務めている私の知識と経験からすれば、答申(案)中に、一種の違和感とともに、「疑問」「矛盾」「誤解」「誤謬」を指摘せざるをえないのも、事実である。これには、次の事情が関係していると考えられる。

元来、公選された市長や議会議員と異なって、審議会委員は意思決定が 尊重されるべき民主的な権力者ではない。審議会において重要なのは、審 議会委員が「どう思うか」ということではなく、「『どういう根拠に基づ いて』」そう思ったのか、ということである。事実と根拠を専門的見地か ら整理して、市長をはじめ、多くの市民に伝えるところに、その存在意義 がある。

今回の行革審はこの基礎資料や根拠資料を市役所担当部局に基本的に求めた。担当部局が国の動向や他市比較を含めて浜松市の経緯・現況・課

題を説明し、審議会委員がそれぞれ質問・意見を述べるというスタイルで審議は進行した。公務員制度をはじめ現行の多くの自治制度においては、まず「国全体で官と民の均衡を図り」、次いで「地域事情を反映させるために、『国と地方』や『自治体間』の均衡を考える」というのが基本的な考え方である。国の動向や他市状況を踏まえて現状と課題を説明する担当部局や行革審事務局の対応は、妥当であった。

これに対して行革審は、「過去にとらわれず」「地域事情や民間企業の 実態を反映させる」ということを大義名分に、他の自治体との比較を重視 せず、また、時として国の法制度を踏み越して議論をした。ここで、その 是非は論じない。常識や過去にとらわれない思い切った議論は、それ自体 は有効でありうる。しかし、全く異なる視点からの議論であったために、 担当部局の用意した資料の根拠・事実としての価値は低くなり、代わって 行革審が、ある程度までは体系的にその根拠・事実を提起しなければなら ない(説明責任を果たす)義務があった。

ところが、行革審は、今回の審議を通じて、一度も体系的に民間企業の実態や地域経済動向について説明整理し、根拠資料を作成したことはない。 浜松に限らず、地域における民間企業の実態は実に多様である。民間企業 出身の委員とはいえ、すべてに精通していることはありえない。また、仮 に精通していたとしても、人事院や人事委員会、その他これまでの公務員 制度の考え方と計算方法に踏み込んで批判し、十分な根拠を提示して説明 責任を果たさない限り、たとえ、市役所当局が改革を望んだとしても容易 に実行することはできない。「行政や自治の専門家でないこと」や「審議 時間が限られていること」は、この義務を果たさないで済む言い訳にはな らない。

必ずしも根拠・事実が示されないなかで、個々の委員が「民間の常識」として自由に述べた意見は、個々の「思いこみ」「信念」「思いつき」「感想」「雑感」等にとどまることがあった。思いつきだからこそ、これまでになかった画期的な成果を生み出すこともありうるが、また、そうでない場合もありうる。日頃、行政実務に精通していない「民間」委員の場合は、よい意味でも悪い意味でもそのリスクが一段と高くなることとなる。

以上、こうした経緯から生まれた答申は、各委員の献身的な努力の結果、幸いにして行政の既存の専門家だけでは生み出し得ない斬新な内容を含むものになっている。私としては、小異を捨てて大同につき、是非、賛成したい。しかし、以下の各点だけは、考え方の違いというよりも、大きな「矛盾」「誤解」「誤謬」があり、当該分野を専攻する者としては、看過しが

たい。根拠・事実が伴わない「思いつき」「思いこみ」を、無理を承知で市役 所や市長に提案して混乱を生じさせるのは、いわば、一種の「いじめ」で あり、行革の精神にもっとも反する。市役所や市長に対して「中立」であ るべき行革審としては、次の点について、最低限度、修正すべきである。 この後に具体的な項目がありますが、今、読み上げた部分では1箇所だ け、2ページ目2~10行目「また、オートレース事業についても…実施 していただきたいと思います」は、ここではなく会長コメントへ移動すべ きだと思います。その理由は、提言全体の内容とバランスから、オートレ ース事業にのみ、これだけこだわる理由はない。また、「すべてのことを 実行できるわけではなく、できないことに関しては、説明責任を果たす」 ことを浜松市は表明しており、実際、誠実に果たしている。過去に私が提 出した特殊勤務手当や各種手当てに対する意見に対して果たしてきた行 革審の説明責任に比べると、格段に誠意に満ちている。これだけこだわる ことは、「すべてのことが実施されると思っていない」としてきた行革審の 立場を自ら否定することにもなりかねない。また、「なってしまいました」 「非常に残念です」「いただきたいと思います」と私情に流される表現と なっており、公的な審議機関の前文にはふさわしくない。せめて、会長コ メントにまわすべきである。以上です。

会長

辻委員からご意見がありましたが、皆さん何かありますか。

秋山委員

この審議会の委員に辻先生が加わっていることは非常にありがたいことだと思っています。他都市ではどうか、他の審議会ではどうかという情報を集めるためには、いいお立場で探されていると思います。そういう意味で言うと、途中で委員を辞めてしまった樋口さんがいらっしゃいましたが、マスコミ関係でいろいろな経験をお持ちの方が辞めてしまったことを非常に残念に思っております。ただ、樋口さんは、少数意見が抹殺されそうという思いから突然辞めるということになりましたが、あれでは本当の責任は果たされておらず、辻先生のように最後まで参加されて、自分の意見をはっきり述べるという方がいらっしゃるということが、私もこの審議会に参加させていただき良かったと思っていることです。

ただ、辻先生のご意見に異なるところが2つあります。1つはこの審議会のあり方ですが、元々通常の審議会とは違うかたちにしたいというところが根本にあったはずです。いろいろな分野の方々が集まり、その分野か

ら意見を出すことに、この審議会の価値があったと思います。

辻委員にお聞きしたいのですが、一般の審議会だったら、担当の官庁や 担当の部局が準備して、深い論議の時間を取らずに短時間で事務局案を承 認するセレモニーに近いような審議会が多いのではないでしょうか。例え ば、天皇制の論議がありましたが、あの審議の時間を見たときにびっくり しました。何年も続いている皇位継承の問題について、10回ほどの審議 会で話をして、本来当事者の天皇家が話し合う内容を、天皇家に関係のな い人達が論議をして審議会の結論を出した。それを尊重するかと思えば、 世論が紀子様のご懐妊を受けて動いてくると、また変わってしまう。あん なものが本当の意味の審議会なのか、ということをつくづく思うわけです。 そういうことを考えると、この審議会は、辻先生のご指摘では「審議時間 が限られている、根拠資料を作成したことがない」という言い方をされて いますが、実際には官と民から集まった7名の事務局が、専任で8月から 3月までの8カ月に渡って地道な作業を行い、審議会以外の勉強会の時間 を考えても十分に論議する時間はあったのではないかということが反論 です。通常の審議会と異なる進め方をすることに、この審議会の価値があ ると思います。

2点目は、根本的な考え方のところで「他都市、または法律で整備され ている範囲で」ということについて、私は、根本の考え方が違っています。 物事の判断を経営者はどうするかというと、必要な情報を集めて、経験を 生かしながら論理性、合理性、投資効果などしっかり考えて判断を行いま す。そういう経営判断をする時によく使われるのが、できるだけ論理的に 数字を背景にして、時代がどう変化しているかで判断します。50年前の 法律を使って決めていることに対しても、この法律はこうあるべきではな いかという先を見越す考え方が経営者には絶対に必要です。論理的なとこ ろで、他社と同じ比較をしていては絶対に勝てないのです。だから、他都 市と比較するのは結構ですが、比較した上で浜松市が先に何をやるかとい う意見を出すことことが、この審議会の役目ではないかと感じながら論議 を進めてきました。辻先生のご指摘はもっともなのですが、それでもこの 審議会から出す提言については、ゼロベースで進めること、グローバルな 視点で進めること、そういうことが盛り込まれるのであれば、その審議会 の意見というのは十分価値があると思います。もちろん、最後に辻先生の ご意見を付けることによって、この審議会の内容が一方的ではないという ことになるので、十分残すべきだと思います。ただ、辻先生の考え方にプ ラスして、経営者の考え方をたくさん加えた答申書であるということは間 違いないのではないかと思います。

伊藤委員

私は全く行政のことを知らずに審議会に参加しました。一番驚いたのは、 辻先生からもお話がありましたが、いろいろな法律、その他の仕組みがあ り、国と県、市は繋がっているのだということを感じました。実際の行政 の現場ではそこが非常に大きいのでしょうが、我々民間や一般常識から見 ると、変えてもらわなければいけないような発想があると思います。補助 金も制約で縛られていて、そこは違うのではないかという点があります。 今は変えられないけれど、世の中を変えるためにはそこを変えていかなけ ればならないという議論はできたと思います。例えば市営住宅も、戦後の 住宅事情が悪かった時にできるだけ多く作るために補助金があったわけ ですが、今後の10年を考えた時に補助金があるから同じだけ建て直して いいわけではない。10年後を見た時に市営住宅に入っていただくような 人がどれくらいいるのか、補助金政策とは別に、将来を考え、発想の原点 に戻ることで、浜松市や国の税金がどう使われていくかという考え方、ま た、そういう議論をしっかりしていくことで将来の負担を軽減したり、ど こへ税金を使っていくかという議論になります。現在の状況だけで進めて も意味がないのではないでしょうか。そういう意味では、知識はありませ んが、一般常識としてどうなのか、今の行政がどうあるべきか、今後10 年後にどうあるべきかという議論が出来たことは非常に有意義であった と思います。

一方で、現実的に法律も含めてすぐには実行できない分野がかなりあると思います。辻先生のご意見でトータルとしてはいいのではないかというお話をいただけたことは有意義であると思います。細部ではご指摘の点があったと思います。

中山委員

私も一民間企業の立場として言わせていただきますと、この審議会委員は公選されたわけではありませんから、決定権があるわけではありません。我々としては、市政全般に渡って民間的な発想で、どういう方向性を示すかということで議論しましたので、多少無理な点はあるとは思っています。それでも将来こうあるべきではないかという方向性をこの答申の中で出せたと思います。あとはこの答申を受けて、市や議会がしっかりとやってもらいたいと思っております。私も全体のコメントを書いたのですが「脱皮しない蛇は成長もしないし、滅びていくだけ」と、絶えず成長していく

ためには、変化を先取りして、誰かが考えを出さないと、既存の考え方だけではそこに成長はないと思っております。辻先生が言われていることも十分に分かります。全般的に賛成ということで、個々の問題については個別に添付するということで、意見としてはこういう方向性を願っているということを強く委員として言いたいと思っております。

山口委員

私達もこの審議会は体力的に大変だったのですが、辻先生は、東京から 激務の中、通っていただきまして、最後まできっちりと先生の持論を展開 してくださったことに対して感謝を申し上げたいと思います。これによっ て答申書の内容が深みを増したということについては理解しております。

しかし、辻先生のご指摘はよく分かるのですが、国、行政はそもそも市民が作るものだと思います。私達が「ここがおかしい」、「こうした方が将来的な展望が見えるのではないか」と考えることが、次の国の制度や、次の行政の制度を変化させるエネルギーになっていくと考えていただきたい。現在は、なかなかのみ込めないかもしれませんが、円のように循環していると考えていただくと、新しい物を生み出すための提言であるということは言えるのではないでしょうか。国が決めたことが時代とともに変化していけば、また新たになった時に国民の声が反映されるという点では、私達のやってきたことは、少し粗野であったかもしれませんが、そういう循環の中で位置付けられるのではないかと思います。

2つ目は、辻先生が「この行革審が体系的に資料を作成していない」と 指摘されていますが、確かにそうです。論文のようなかたちでは提案でき なかった。しかし、この審議会を全力で引っ張ってきた鈴木会長は、独自 の調査機能を使い、民間の実態も非常に精力的に調べられてきました。相 当な実態調査に伴って多くのことを審議してきたことを、是非、皆さんに 分かっていただきたいと思います。それだけ民間の情報、賃金などについ ては、収集することは非常に難しい日本社会の実態があるということでは ないかと思います。

3つ目は、私は市民の代表としてここに出てまいりました。会長に次いで、私の発言が多かったのではないかと懸念されるくらいに、私はいろいるな場面で抵抗を試みてきたこともございました。辻先生が指摘される合区の問題でも、一昨日までやっていましたが、これもどちらかと言うと辻先生の考え方に近いです。しかし、少数意見を出しても、私の立場から申し上げてもインパクトがないこともあり、大筋においては皆様に同意してまいりましたが、私の発言によって変わった部分はたくさんあります。市

長のご意向で企業の方が経済の効率を優先して議論されてしまいそうな時に、市民の立場から私の意見を申し上げるということだったと思います。そういう場面はたくさんございました。必ずしも会長の色濃いリーダーシップだけで、この答申が出されたものではないことを申し添えさせていただきたいと思います。

有高委員

8カ月間、この審議会のメンバーとしてやってきましたが、今、山口委 員から市民代表というかたちでお話がありましたが、恐らく全員が市民代 表だと思っています。ただ、経営者という立場から選出された市民代表、 私は労働界からというかたちです。全員が市民の立場で発言してきたこと だと思います。違うのは、一昨日の勉強会で考えたのですが、辻先生と私 だけが給料を払う立場にいないのです。皆さんは給料を払う立場ですが、 私と辻先生は給料を貰うだけの立場であるので、そういうところでも考え 方が違う面は確かにあるのだろうなと感じ、いろいろなところで辻先生と 共感できる部分があったと思っています。山口委員からお話があったよう に、この審議会の中で給料を貰う立場の意見が全く通ってないかというと、 特に勉強会では全員からいろいろな意見を聞いて、それで随分変わったと ころもあります。そういう意味では、いろいろな審議会に出たことがあり ますが、この審議会は違うと思いました。行財政改革の審議会は今回が初 めてなので、他と比較できませんが、私が持っている審議会のイメージだ と、辻先生の意見が本来の審議会、今までの審議会では通る意見だろうと 思います。しかし、先ほどから言っているように、辻先生の意見に「審議 会委員がどう思うのではなく、どういう根拠に基づくか...」とありますが、 審議会委員というよりは、浜松市民として今の行政に対してどう思うか、 という意見が多かったのではないかと思っております。

井ノ口委員

今日は最後の審議会なので、少し感想も述べたいと思います。この審議会は、当初から「民でできるものは民で」というキャッチフレーズでご指導いただき、会長の指導力で私達を導いてくださいました。それぞれの立場の委員から、いろいろな意見が出て、その集大成がこの答申書だと思います。私自身は、議会に12年間籍を置きましたので、市役所の中身も多少理解を持っているつもりでいました。しかし、私が議会に在籍していた頃にいただいた資料と今回の行革審の資料を見て、補助金や諸手当、特殊勤務手当など、様々な問題を見てくると、実際見てきたものよりもさらに

奥深いところにたくさんの無駄があったと感じました。行政改革は、無駄 を排して、行政効率の上がる仕組みを市民に分かりやすく説明して執行す る。そして、入るものはしっかりと取り、税金を払わない方が得をしたと いう納税者からの愚痴が出ないようにやるのが当たり前です。しかし、実 際には市民税の滞納の数字も上がり、市営住宅でも家賃の滞納がある。そ れに対して何回催促したかと見ると、実に少ない。こういうものが市役所 の体質であるとすれば、民間では許されないことであり、民間では徹底的 に借金を取りたてるということをやっているわけです。市役所でも収益を 上げるために、放置されていけないものについてはしっかり収益を図ると いうことで、様々な中身を見させていただきましたが、もう少し努力をし てほしいという部門がたくさんありました。民間の常識と市役所の非常識、 こういうものを比較しながら意見を述べてきましたので、この答申書にも 数値目標をきちんと入れることができれば、より素晴らしいものになった と思っております。ただ、数値目標はおおよそこの辺だと分かるように記 載してあるので、是非、今回の答申が今後の浜松市政の運営に前向きに取 り組んでいただき、大きく浜松市が変わっていくように期待を申し上げた いと思います。

会長

私も辻委員のご意見は今朝読ませていただきました。感想もありますし、 意見もございますが、1 つだけ申し上げたいことは、他市と比較して、横 並びでやるのであれば審議会はいらない。しかし、新しいやり方をしよう ということで、極端に言うと法律で決まっていてもこの方がいいのではな いかという提案があれば、それをやればいいと思っています。大福帳的な やり方を改めて、複式簿記にして能率を上げて、市の資産の内容を明らか にすべきだとここで織り込みました。東京都が全国に先駆けて、平成18 年度から複式簿記を導入します。全国では、まだどこもやっていないので す。浜松の商工会議所は、昭和53年ころに単式簿記でいろいろ問題があ り、複式簿記に切り換えました。もう28年くらいやっているのです。横 並びだから浜松でもできないということになりますが、今度は東京都がや ります。昨日その書類を読みましたら、私が言ったことと全く同じことを やると書いてありました。また、宮城県の知事が退職金をやめると言われ ています。今は三位一体や行革と言われ、次から次へと新しいことをやっ て行こうと出てきています。今決まっていることをやるのであれば、選挙 で選ばれた人がやればいいのです。条例を作ってまで設置した当審議会と しては、最も良い方法を答申すべきだと思います。株式会社で言えば、他

社並のことをしていても、やっていけません。それは常識の話です。他社と違うことをやるから、小さい会社でも生き延びられるのです。トヨタの 真似をしていたら何もできません。負けてしまいますから。執行役員制度 も昔は取締役がありましたが、今の世界的な常識は執行役員制度です。ソ ニーでは報酬委員会、人事委員会、監査委員会など委員会制度を作るなど、 同じ企業の取締役会一つ取っても進んできています。

また、なぜ「非常に残念」や「いただきたいと思います」ということが 私情に流される表現であるとされるのか。辻先生はご欠席でしたが、3月10日は夜の10時半まで勉強会で論議をした話です。これを取り上げる と時間の関係で終わりませんから議論は後に譲るとして、ただ、辻委員ご 指摘の「公的な審議会の前文にふさわしくない」ということも、市役所の 作った前文を書けばいいのか。私は、官庁用語は使いたくないということで、もっとやわらかく主婦の皆さんや小学6年生の子供でも分かってもらえるような表現で理解を求めようということで、皆さんとも一致しました。多少権威に関わる問題はあるかもしれませんが、いずれにしても、辻委員ご指摘のとおり、会長コメントに回すべきだということですので、回させていただきます。

今日は8名の委員が出席していますが、私としても大いに不満な決定はあるのです。私の意見は5割くらいなのです。皆さんは7割くらい遠慮なさったかもしれませんが、全部が網羅できないという点だけご理解いただきながら、議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局長

次は市政全般に関することでございます。市政の運営についてですが、 これも緊急提言で述べさせていただきました。

内容説明

- 1.市政全般に関すること
- (1)市政運営
- (2)市議会の充実・活性化
- (3)組織・機構
- (4)総合計画・新市建設計画
- (5)行政サービスのあり方
- (6)広聴・広報・情報開示
- (7)健全な財政運営
- (8)中心市街地活性化事業について

会長

答申の具体的な項目の中の、「市政全般に関すること」のご説明がありました。ご意見がございましたらお願いいたします。

辻委員

この部分については、4点指摘したいと思います。それ以外は賛成です。 1点目、7ページ、14~15行目「ア.三役の給料・手当の見直し、 退職金の大幅な削減、イ.市長公舎(居住棟・会議棟)の廃止・売却」は、 「退職金の大幅な削減」と「売却」の削除すべきではないでしょうか。

その理由は、退職金を大幅に削減しなければならない根拠が示されていない。優秀な人材を登用し、将来の憂いなく業務に専念してもらうためには、適切な給料・手当・退職金は必要である。条件を厳しくした結果、金銭的に恵まれた人間だけが市長になりやすくなったり、逆に汚職を生み出す誘因になったりする危険性もある。しかも、合併協定書において退職金については、政令指定都市移行までに適切な水準について検討することとなっており、この方針に則して政令指定都市移行時までに給料・退職金等の見直しをすべきである。また、市長公舎については、既に緊急提言において「廃止」ということで一致して提言しており、浜松市もそれを踏まえて対処する方針を既に示している。それをこの段階で何の根拠も示さず、売却までハードルを高くすることは「市長いじめ」と言われても反論できない。

2点目、9ページ、22~25行目「 将来を見据えた区制の見直し、 政令指定都市移行時にスタートする7つの区については、将来予測される 人口・経済・産業・環境等の変化を見据えたうえで、5年後には合区を前提 に見直すこと。」を、「 将来を見据えた区制の見直し 政令指定都市移 行時にスタートする7つの区については、将来予測される人口・経済・産 業・環境等の変化を前提に、それまでの区役所業務の実態を十分に分析し た上で、最小の費用にして最大の効果が得られるように、5年を目途に見 直すこと。」に直してほしい。

理由は、政令指定都市における合区は、大阪市などにわずか先例があるが、その大阪市においても「労多くして実り少ない」との見解がある。今は、無理に合区するよりも、小さな自治を大切にする観点からも、区役所の機能を見直して実質的に行革を進めたほうがよいというのが大勢を占めている。浜松市の場合は合併の経緯もあり、仮に5年後には合区を前提に見直ししても、合区との結論が出ることはありえない。むしろ、関係者をいたずらに混乱させたり、不安に陥れたりすべきではない。

3点目、11ページ、4~25行目「郷土を代表する偉人の顕彰や展示

のあり方、浜松市には、「名誉市民」をはじめとして学術・文化・スポーツ・芸術等における功労者が数多く存在するが、その顕彰や展示のあり方については統一的な基準がなく、展示場所も市内の各所に分散している。こうした郷土の偉人やその功績について、まず顕彰や展示にあたっての明確な基準を設けること。さらに展示については、新たに個別の施設を作ることは行わず、既存の市有施設を活用しながらできるだけ1カ所に集約化し、維持管理経費の節減に努めること。また、既存の顕彰碑・記念碑や展示施設等については、集約展示施設でその存在をPRし、集約展示と既存展示の双方の活用が促進されるように取り組み、市民や観光客への告知・利便性の向上を図ること。」ここは全文削除するべきでないでしょうか。

理由は、既存施設の活用としながらも、集約展示施設の提案を新たに行 革審がすることに合理性がない。ニーズ調査や展示物調査を行った形跡も なく、思いつきの提案と批判されてもやむをえない。また、郷土の功労者 はそれぞれの分野においてそれぞれの地域が多様にあるべきである。統一 的な基準で一カ所に集約して展示するという一元的な発想には時代錯誤 の感すらある。類似構想は第三次総合計画にも搭載されたが、偉人の選考 が困難であること、展示物や住民ニーズがないことなどから、実現しなか った経緯もある。

4点目、12ページ、1~3行目「『広聴広報官』の登用 広聴広報機能を向上させるため、独立した職制として新たに民間人による「広聴広報官」を登用すること。」は、「民間人による」を削除して、「『広聴広報官』の登用 広聴広報機能を向上させるため、独立した職制として新たに『広聴広報官』を登用すること。」とすべきだと考えました。

理由は、広聴広報機能の強化は重要なことである。しかし、広聴広報官として、行政に携わる以上は、あらゆる分野で法律・条例に精通し、これまでの浜松市政を熟知している必要がある。こうした素養を持ち、なおかつ、広報官として優れた表現力を有する人間は、官民問わず、発掘することが容易ではない。民間人にこだわることなく、広く適任者を探すべきである。また、市にとっての最大の広報官としては市長に勝るものはなく、今まで以上に市長会見の機会を増やすことも重要である。

会長

市政全般に関して、4カ所ご指摘がありましたが、皆さんどうですか。

井ノ口委員

審議会の過程で申し上げてきましたが、中心市街地の活性化事業につい

て、14ページに載っています。この中には市営駐車場のことに触れていませんが、人を中心市街地に集めるという意味で、1時間程度の無料化は画期的なことです。「べんがら横丁」がオープンしましたが、あそこへ来るために駅北駐車場に駐車して、少し用事を済ませると1,000円を超えてしまう。ラーメンが1,000円高く付いてしまったと話をしていました。市街地活性化のためには、市民にお願いする以上、行政サービスとして1時間くらい無料にしてもいいのではないでしょうか。この件は、市当局にも、25ページに関連が書いてありますので、是非、お願いしたいと思います。

会長

井ノ口委員のご発言は25ページにあります。ここの市街地活性化事業については、松菱跡地、ザザシティについてのみ触れさせていただいて、 駐車場問題は25ページに書かせていただいております。

山口委員

辻先生の提案について、今日お見えになっている皆様にも経緯について ご説明申し上げます。退職金の大幅な削減ですが、議論の過程では、市長 や市議会議員は選挙で選ばれた方であり、退職金があるのはおかしいとい う議論がありました。

会長

これは選挙で選ばれた方に賞与も退職金もあるのはおかしいのではないかという議論でした。

山口委員

選挙ごとにそれが繰り返されるのですから、むしろ、給料そのものを大幅に上げる考え方のほうが、なじむのではないかという議論の結果、こういう表現になったということです。この考え方は辻先生と同じということで、少し変更の余地があるかもしれません。

次の合区の問題については、先生の意見に対して私もうれしく思っています。ここについては辻先生のご意見を入れてほしいと思います。

郷土を代表する偉人の顕彰については、唐突に出ているように思えますが、実際なぜこのテーマが浮上してきたかというと、新市建設計画にこれらしいものがいくつかあり、財政を圧迫する懸念があることから、こういう意見になった経緯があります。行革審は、新市建設計画については言及できないという枠をはめられていますが、こういうことについては懸念を持っているということで議論されました。

また、広報官に関しては辻先生のご意見はごもっともでありますが、一 歩譲って二人体制、行政と民間の二人体制で実施していくと変えると、両 方の意図が生かされるのではないでしょうか。

秋山委員

辻先生からご意見をいただくと、内容が濃くなると思います。広聴広報官をあえて民間人とした理由は、入れないと市の職員の中から選ばれてしまうのではないかという意図が働いたからであり、「民間人を含む」と広い範囲にすればいいのではないでしょうか。

郷土を代表する偉人の顕彰は、補助金や新しい施設の建設が、合併時に駆け込みに組み込まれてしまい、数も非常に多いのです。辻先生の意見の最後に「偉人の選考が困難、住民ニーズ」という言葉がありますが、全くそれと同じことを考えると、今の補助金や文化財の指定が正しいかどうかも分からない。それを見直してほしいということを入れたと思います。そのなかで改めて見直していきたいという意図でこの表現が入りました。それだけ取り上げると、新しくやることで行財政改革の話にはなりませんが、現状を見ると不合理、不条理、合併時の基準の不一致などがあり、どのレベルを市が関与するのか、どのレベルのものを民間が関与するのかを見直すという意味でこの文章が生まれてきたと記憶しています。

合区については、「がっく」と読むのか「ごうく」と読むのか分からな いくらい、分からない言葉なのです。言いたいことは、今7つの区役所が 決まった背景を見ていくと、先ほどの皇位継承の問題ではないですが、短 期間に結論を出そうとしたあまりに拙速な議論がされて、7つの区に決定 したことから、あまり合理的ではないし、本当の市民感情を汲み入れてい ないので、本来なら現時点で、ゼロベースでもう1度見直すべきではない かというのが、私の本当の意見です。これを5年後まで譲歩した理由は、 辻先生と同じでやってみないと分からないから、しっかり考えましょうと いうことがあったので、辻先生の表現で「区役所業務の実態を十分に分析 した上で、最小の費用で最大の効果を得られるように」という言葉につい て加えることは賛成です。しかし、その時点で例えば現状の区をゼロに戻 して再度区割りを検討するような表現を強く入れないと、人間は当然慣れ 親しんだことは変えたくないということが大きな流れになりますので、ゼ ロベースという言葉を入れて、区割りの見直しを入れるのであれば、辻先 生の「実態を十分に把握」という言葉は生きると思うので賛成です。その ままにしていくと、ずるずると7区のままにいってしまうような気がしま す。

退職金削減の件ですが、4年前の市長選挙でも市長公舎がいらないとい う論議が出てきたと思います。冒頭のコメントで有高委員から、委員のな かに給料を貰っている人、払っている人というお話がありました。実は払 っているのではなくて、私も貰っていて、源泉はどこにあるかというと、 お客様が仕事を出していただいて、それが自分達の給与になっていて、そ の中で、他の方(社員)が辞めてしまわないようにバランスを考えながら 給料を考えるというところがあります。そういう意味で経営のトップと市 長の立場は似ていると思います。市長公舎の廃止・売却・退職金削減は、 審議会で言わなくても、本来自分で考えてやるべきことだと思います。た だ、なかなかそうされていないので、言葉を入れたわけです。その意味で は退職金大幅削減や市長公舎売却は入れてもいいのではないかと思いま す。本来は、言葉尻を取って申し訳ありませんが、「退職金を大幅に削減 しなければならない根拠が示されていない」という言葉をそのまま見ると、 反対に退職金を払わなければならない根拠も世の中にはないのだろうと 思うわけですから、この部分は強い言葉のまま残していきたい、本当はも っと強く言いたいという気持ちを込めながら言っています。その最終判断 は選挙で選ばれた市長、議員の方々が判断するわけですから、この答申で は強く言って、それを受け入れるか受け入れないかは、市民が厳格に判断 すること。これは経営者がもらっている給料はお客様が判断して、その企 業に払ってくれるということと繋がっていると思います。以上、4点です。

中山委員

ここでもう少し強く言ってほしいと思ったのが、市議会議員の充実と活性化の問題です。この審議会で議論した答申を、市議会がどれだけ充実して議論していただくかということは非常に重要なことです。議会活動専用の調査機関の設置を、是非、強く取り上げていただきたいと思います。この費用は、政務調査費や費用弁償など、今後市議会の中でも決まってくると思いますが、納税者の生の声である答申をよく吟味していただき、こういう機関を利用していただくことになれば、非常によい市議会になると思います。この調査機関は、独立しているということが大きいと思います。政務調査費18万円を増やしても、その一部をこの機関に充てれば、年間で5~6,000万円はできるわけですから、相当しっかりしたものができると思います。こういうことをしながら、議員定数の問題、政務調査費、費用弁償等を議員自ら判断してもらいたいと思います。本日も一部の議員は傍聴に来られていますが、大半の方は来られていない。議員が少ないのは非常に残念だと思います。答申は方向性を示していますので、どこまで

できるのかということをしっかり議論してもらいたい。特に市議会の充実、活性化の問題はもっといろいろ載せたいところですが、意を汲んでいただいて、是非、お願いしたいと思います。

有高委員

議員定数については、議員自らが新市に相応しい定数を目指して見直しを行うこととしていますが、当初検討会の中では数字を入れてという話もありましたが、やはり議員自らという考えでこういう文面になりました。しかし、先日の市議会本会議で各会派から議員定数が示されましたが、ある会派では53人~56人という数字が出ていましたが、ほとんどが56人または56人以下という表現に留まっていました。政令市に向けて、あるいは行政改革という議論がなされている中で、議員定数の削減に踏み込んでいなかったことが、私自身残念に思っています。今から数字を入れるということではありませんが、是非、最終決定は先だと思いますので、市議会の中で議論していただきたいと思います。

三役の退職金では、確かに論理的な根拠はないかと思います。しかし、ここの一番の根拠は市民感情だと思います。私の働いている会社は一部上場企業ですが、高卒で22年間働いた退職金が約2,000万円。一般企業の従業員と市長を単純比較することは当然できませんが、市長の激務を考えれば、費用的な激務に対して、優秀な人材の登用なり、そういう意味での報酬は必要だと思います。しかし、4年間の激務をこなした退職金が数千万というのは、市民感情からすると考えられない金額だと思います。山口委員の意見のように、全体の給料月額を上げるなど、特別職報酬等審議会で給料を決められるはずなので、それを含めた給与、手当の見直しという言葉が入っていると理解しています。

伊藤委員

正しく、易しく市民にすべて情報を出すことが重要なことだと思います。「広聴広報官」については、広聴広報課が総務部にありますが、是非、独立して、広聴広報部として市長の直轄でやるべきだと思います。こういう提案の延長線上で「広聴広報官」を設置したらどうかという答申案になっています。そういう意味で、「民間人を含む」でいいのではないかと思います。広報は重要で、外郭団体まで含む広報となると、総務部から独立して、専門性のあるスタッフで、今より充実させることが必要です。広告や広報が充実すれば、浜松市の存在を世界にも情報発信でき、より充実した将来の行財政運営に向けて、市民の参加もあるのではないでしょうか。辻

先生の意見については、「民間人を含む」とすればよいと思います。

市長公舎は、ほとんど使われていないのであれば売却でもいいのではないでしょうか。ご自宅を持っていますから、自宅を利用されればいいと思います。使わないということになれば、売却してもいいと思いますので、そこまで入っています。

退職金については、税法的に優遇されており、通常働いている方は別ですが、経営の観点でいうとグローバルではなかなか理解されないので、経営陣には退職慰労金をなくして、給与一本でいこうという傾向にあります。市長の退職金については、必要であれば報酬を上げてでも、削減する方向だろうと思います。市長の退職金などは、解説を読まないと分からないようになっていますから、トップの給与等については、年俸いくらで仕事されているというように、分かりやすくすることが必要だと思います。

井ノ口委員

13ページに 「起債の抑制」とあります。以前、竹本孫一代議士から教わった中に、自治体は公債費比率については一定の制限を設けるべきだと持論を述べられていました。辻先生に伺ったところ、他都市では公債費比率の%を示して、ガイドラインを設けているところもあるようです。借金地獄に陥らない自治体運営は大事ですので、特にこの問題は当局には心得てご一考願いたいと思っております。

会長

辻委員の意見の中で、市長公舎の廃止は賛成だが、売却は「市長いじめ」に繋がるのではないかという話がありましたが、私は廃止して放置しておくと、またいつか入りたい時があるかもしれないから売却をしないのではないかと疑いたくなってしまいます。売却することが「市長いじめ」と言うのであれば、逆に「市長びいき」過ぎるのではないでしょうかと思ってしまいます。

退職金については、伊藤委員からもありましたが、上場会社もだんだん 退職金を廃止する傾向にあります。選挙で選ばれた人が退職金をもらう妥 当性、退職金を減らす根拠を示せと言うのであれば、現状の根拠は何か示 していただきたい。他都市と一緒だというのであれば、横並びということ になります。私もトヨタ並の退職金にすればいいといってもそれはできな い。論議をしていくなかで、遊休資産を処分すべきだとこの答申でも言っ ています。旧舞阪町役場は立派ですが、雄踏に区役所が作られる。そうす ると旧舞阪町役場の 2 階、3 階はどうするのか。これは貸して家賃を貰う など市有財産を有効に利用することから考えれば、1,000万円近く庭の手入れにお金をかけて置いておくよりも、売った方がいいと思います。 辻先生、これはご了解をいただきたいと思います。

退職金の問題については、有高委員が発言した市民感情が基準だと思います。三役の給与、手当の見直し、退職金の大幅な削減、これは役所的に見ると、削減は削減ですが、見直しは少なくするのも多くするのも見直しです。行間の意味をとって理解していただきたいと思います。

「広聴広報官」を民間人に限定したのは、官庁用語では一般市民には分からないのです。官庁用語を使わないのであれば誰でもいいのです。市長が最高の広報官と言いますが、市長が行うのではなく、むしろ市長が出る幕を減らして広報官がどんどん出ていくほうがいいのではないでしょうか。私は反対の意見を持っております。そういう点で先ほど妥協案として「民間人を含め」でご了解いただけるのであれば、私もいいと思います。ただ、1回目は民間でも、2回目は必ず官僚出身になるだろうという見通しを持っています。

区の問題については、合区は難しいという話ですが、7区にした理由を聞きたいのです。京都市東山区が昔4万人でできて、今度の天竜の区は人口4万人を切っています。他都市と比較しても4万人以下の区役所はないのです。したがって、費用と効果の分析はしなければならない。勉強会では15万人規模に統一したらどうかという意見もありました。

先日、私は杉並、世田谷、豊島、板橋区の若手職員に行革の話をしてきました。杉並区は51万人。今までは助役から区長になっていましたが、初めて民間人の区長になったら、がらりと変わって驚きましたと言って、皆生き生きとしていました。合区については、5年経ったところで見直しなさいということは、ごくありふれたことだと思います。静岡は3区、新潟は8区、それぞれの事情はあると思いますが、私も会社の経験から、組織は膨らませればコストが上がるということを感じています。むしろ88の業務が市民サービスセンターでできますが、それを100なり、200に増やして、区役所に来なくてもサービスセンターですべて済んでしまうようにすることが、区役所論議をするよりもいいことだと思います。ここは見直すということで辻先生にもご同意いただきたいと思います。

また、郷土を代表する偉人の顕彰は、唐突に出てきた問題ではありません。フォルテにある木下恵介記念館を見て、つくづく思いました。こんな家賃の高い場所に木下恵介さん一人の記念館。人もあまり来ないのです。市の関係者は、新幹線で来る方が喜んでいると言っていましたが、要する

に浜松市の人ではないのです。ある年代経ちますと、どんな有名人でも忘れ去られていくのです。それを新市建設計画3,540億円のなかにもそういうものが出てきて、基準もないという中で、名誉市民は今16名ですが、生きている方は1人で、あとの方は亡くなられた方です。故人の遺徳を偲ぶ意味では何らかのかたちで残した方がいいと私は思います。しかし、個々に作っても大した経費にはならないと言いますが、家も20年も経てば傷んでくるのです。静岡大学工学部から募金の話がありましたが、高柳先生が飾ってあるところは、ほこりまみれになってしまっているのです。やはり20年も経つと忘れ去られてしまって、哀れな姿を見せるという結果になってしまう。どこかに新しいものを作るのではなく、遊休施設が出てきたので、それを利用してはどうか。記念館をそれぞれ作っていくと、数も増えます。どこかで合理化していくことが必要です。ここの商工会議所も要らなくなれば、ここでやってもいいのですよね。突然出たものではないので、是非、お願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

辻委員

退職金の額の問題については、最初からいろいろ議論したところです。ここで水掛け論を繰り返してもしょうがないので、私としては最初の3つ、「三役の給与の問題」、「合区の問題」、「偉人館の問題」は、この主張をしていきたいと思います。少数意見として書いていただければ、構いません。広聴広報官のところは、「民間人を含めて」というかたちであれば、全く異論はありません。

会長

辻先生の少数意見は答申書にすべて付けて出させていただきます。 それではよろしいですか。次に移りましょう。

事務局長

2番目は職員給与及び定員管理等に関することです。時間の関係もありますので、省略して説明してまいります。

内容説明

- 2.職員給与及び定員管理等に関すること
- (1)給与等の見直し
- (2) 人事院勧告に準拠した給与改定の実施
- (3)将来的な変化を見据えた適正な定員管理計画の策定
- (4)民間との人事交流の実施
- (5)人事委員会の機能確保と人選の考慮

- (6)人事評価制度の構築・見直し
- (7)市民サービスの向上を目的とした職員研修の充実
- (8)執行機関、附属機関等の報酬の見直し

辻委員

諸手当、特殊勤務手当、福利厚生費の見直しは、前回対案を示し、事務 局長から読み上げていただいており、意見も前回と変わっていませんので、 ここでは再論はしません。ただ、全体の考え方のところだけ強調しておき たいと思います。

元々、現行の地方公務員制度における給与等の決定は、全国ベースで官と民の均衡を図った上で、それに各地域事情を考慮する法制度となっている。それは、各都市単位の計算では、所在する民間企業のバラツキが大きく、個別事情に制約されて、均衡すべき給付水準を安定的に算出できないという状況があるからである。したがって、今回の改革においても国公準拠をベースに、地域事情を個別に反映させるという考えを採用せざるをえない。また、行革審も、人事院勧告に準拠した改革を求めている。しかも、今回の人事院勧告はほぼ半世紀ぶりの大改革で、昇級カーブのフラット化や給料表の簡素化を図り、管理職で平均7%程度の引き下げとなっており、永遠に昇給できない管理職は少なくない。これに地域手当導入に伴う事実上の給与の引き下げを考慮すれば、現給補償期間経過後は、計算上、浜松地域における官民格差は解消しているはずである。この点を総合的に考慮して手当のあり方を決める必要がある。

また、「官民均衡を計算するために行政職 を中心に給料表のバラエティが乏しいこと」や「対象職員数が少ない場合があること」などの理由から、特殊勤務手当によって給料表に格差をつけてきた側面もある。

これらの側面から、全体として特殊勤務手当を見直しすることは賛成で、本来業務に係るものは基本的に廃止していくところは同じですが、元々、給与水準自体が給与改革で是正していることから、国公準拠を基準に国で残しているものは残し、国にない業務については考慮するというかたちで、原案に比べると、私の意見の方が継続しているものが多いという結果です。中には、私が廃止の意見のものでも、答申案では継続しているものがありますが、そういう状況になっています。

会長

いろいろ意見がございましたが、大筋ではいいということでよろしいですか。

辻委員

考え方は前回出ていると思います。同床異夢かもしれませんが、合っていると思います。ここで細かい議論をしていると時間もかかりますので、私の出した案も必ず残してほしいと思います。

会長

答申書には付けて出しておきます。考え方は私とも違いますが、それでいいと思います。それでは企業会計へ移りましょう。

事務局長

企業会計及び特別会計に関することに移ります。

内容説明

- 3.企業会計及び特別会計に関すること
- (1)企業会計
- (2)特別会計

辻委員

ここでは2点だけです。

24ページ、18~21行目 育英事業特別会計については、廃止に向けて研究すること」とありますが、これは研究ですから、ここは「外国を含めたさまざまな奨学金制度の状況を調査した上で、その有効活用策を検討すること。」としてほしいと思います。

理由はロースクールをはじめとする大学院進学者の増加や授業料の高騰など、困窮以外の理由から、新たな奨学金に対する需要は高まっている。これに対して日本では欧米に比べて奨学金制度が整備されていないと言われている。新しい時代にふさわしい公的な奨学金制度のあり方を積極的に検討すべきである。

また、25ページ、10~12行目。趣旨は賛成ですが、「例えば、特に稼働率が低い駅北駐車場については、稼働率を向上させるため入庫から1時間を無料とすることにより、中心市街地の活性化と駐車場利用者の増加を図ること。」については、ここに文章を足して「1時間を無料とすることなどを社会実験してみて、中心市街地の活性化と駐車場利用者の増加を図ることができるか検証してみること。」にしたいと思います。

これは、活性化に向けた新しい試みの一つであるが、1時間料金を無料にすることによって、一般会計からの繰り入れを抑制できるほど、利用者が増加する保証はない。したがって、社会実験として期限を切って積極的に試行してみることが不可欠である。

会長

育英事業は、実態は約2億円の基金で現在1億6,400万円使われていて、年間40名に提供されています。その中で、これは貸与ですから、8名の滞納者が284万円、一人当たり約30万円の滞納が行われています。私の会社でも10億円で育英資金をやっています。これは貸与ではなく、すべて渡すということでやっています。貸与して督促する仕事を役所がやることなのかどうか。税金で行っているから貸与ということになるのかもしれませんが、民間企業はほとんど給付になっています。8名に督促を行う事務などを考えると、私の経験から特別会計は一つでも少ない方がいいということで、廃止を検討したらどうでしょうか。また民間委託すれば非常に簡単になる。貸与でなく給付にすればもっと簡単になる。その合理化をやってほしいということが趣旨です。

ロースクールについては、静岡県からも寄附の依頼がありましたが、企業に寄附を求めないと司法試験を受ける人がいないという実態の方が問題なのです。教育そのものの問題です。学生が歯を食いしばって勉強し、法律家を志す人がお金を貰ったり、借りたりしているようでは駄目だということで、静岡県にはすべて断っています。よく言う物貰いにならないで自力でやるということが必要だと思います。しかし、ここでは事務の簡素化ということで話をしています。廃止に向けて研究することを答申していますので、まず研究の結果を見せていただいたらどうでしょうか。

駐車場の問題は実験するのもいいでしょう。ただ、街中に行っている方は大体1時間で帰る方が多いから、こうなると増えるだろうということで、私はすべて無料にしようと強く主張しましたが、全部無料にすると民業圧迫をするのではというなかで、まずは1時間無料で様子を見ようということです。あまり時間を費やすようなことでもありませんので、やって結果を見ればいいのではないでしょうか。

辻委員

その点は見解の違いです。ただ、実験するということも似ていますし、 奨学金についても検討、研究するという点では同じですが、方向は全く違 うということです。これについても併記していただければ構いません。

井ノ口委員

駐車場の1時間無料化ですが、民間の駐車場経営者は関心を持っています。一応、民間の駐車場経営者には事前に説明をする方がいいと思います。

会長

それでは、次に移りたいと思います。

事務局長

次は、外郭団体に関することです。

外郭団体の定義ですが、市が出資又は出えんしている団体、また、人的 支援等をしている団体です。現在69団体ありますが、その内の出資比率 が25%以上の団体など、関与が高い団体を様々な要件で選ばせていただ きました。それが次に掲げる23団体でございます。選考の仕方等につい て、26~28ページに触れさせていただいております。共通の問題、出 資の割合、財政的な視点、人の派遣具合で見たものです。それでは個別の 団体への答申の説明を行っていきます。

内容説明

- 4.外郭団体に関すること
- (1)財団法人浜松国際交流協会
- (2)財団法人浜松市建設公社
- (3)地方公社浜松市土地開発公社
- (4)財団法人浜松市文化振興財団
- (5)財団法人浜松市体育協会
- (6)社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
- (7)社団法人浜松市シルバー人材センター
- (8)社会福祉法人浜松市社会福祉事業団
- (9)財団法人浜松市医療公社
- (10) 財団法人浜松市清掃公社
- (11)財団法人浜松地域テクノポリス推進機構
- (12) 浜松都市開発株式会社
- (13)財団法人静岡県西部地域地場産業振興センター
- (14)財団法人浜松観光コンベンションビューロー
- (15)財団法人浜松市勤労福祉協会
- (16)財団法人浜松市フラワー・フルーツパーク公社
- (17)財団法人浜松まちづくり公社
- (18) 財団法人浜松市公園緑地協会
- (19)社団法人引佐町自然休養村公社
- (20)財団法人浜松市浜北振興公社
- (21)株式会社なゆた浜北
- (22)株式会社杉の里

(23)株式会社フォレストみさくぼ

以上23団体にそれぞれ触れていますが、時間の関係もありますので、 委員の皆様にはご議論いただいた点を踏まえて、個別に問題点があればお 聞かせいただければと思います。

会長

外郭団体は非常に数が多く、大きなものから小さいものまであります。 これまでの審議でいろいろな議論がありましたが、最大公約数ということ で、大体よろしいでしょうか。

委員

意見なし

事務局長

最後ですが、「総括」でございます。37ページからですが、本来これは会長の思いと委員の思いがミックスされており、いろいろご議論のあるところだとは思いますが、一字一句読み上げさせていただきます。

総括

市の実態が市民に知らされていない

私たちは、昨年の8月から半年以上にわたり、浜松市の行政について市の部長さんたちからのヒアリングを通して勉強してきました。当局は「市民協働」、「新たな公共空間」と耳に心地よい言葉で地方自治の主役は住民であることを示そうとしていますが、実態を見るととても市民との協働が有効に働いているとは思えません。それよりも、市民不在の行政、当局のひとりよがりの行政になってしまっているような感を強くしました。

市役所の広報は広聴広報課が行っています。これは広報をするだけではなく、市民の声を広く聴こうということから「広聴」と名づけられているのです。それにもかかわらず、広報はままつは、例えば「市の予算」や「人事行政の運営などの状況」を例に取ると、誰が読んでも間違いなく理解できるような広報になってはいません。役所特有の表現が使われ、一般の市民には誤解を招きかねません。これでは市民の声を聴いて作っているとはとても言えません。

浜松駅北口にあるフォルテの1階はガーデンと呼ばれています。これは都市型の公園としてこのビル(1階部分)を作ったからだそうです。この都市型の公園を維持するのに、市は毎年約2億円を負担しています。こういったことは、広報はままつには出てきません。毎年2億円の税金を投入してもフォルテの1階に都市型公園が欲しい市民はどれくらいいるので

しょうか。またこれだけのお金がかかっていることは市民に広く知らされ ているでしょうか。

情報公開は市民にわかりやすい言葉で

この答申の中で何度も繰り返し述べていますが、今、浜松市に一番求められていることは、本当の意味での「情報公開」であると思います。それは納税者である市民の目線で、市民にわかる言葉で、かつ徹底した情報の公開です。

家計を預かる皆さんは1円でも安いものを買おうとチラシとにらめっこをしたり、お昼ご飯は前の日の残り物で我慢をしたり、お小遣いの使いみちも厳しくチェックしたり、毎日当たり前のようにやっておられるのではないでしょうか。

市の収入も元をただせば市民の税金から。つまり皆さんのお財布から出たお金です。だから、その使い方も自分のお金のように厳しくチェックして、1円でも安くしてほしい、残り物でやりくりするようなつもりでやってほしい、というのが市民の思いでしょう。

しかし、「市の財政」と聞いただけで「何だか難しそう」、「私たちではとてもチェックできない」と感じてしまうのではないでしょうか。確かに市民の側も勉強する必要があるでしょう。しかしもっと大事なことは、真実を、あからさまに、市民の言葉で、わかりやすく「情報公開」することです。そうすれば市の財政の話も、市民の皆さんにとってより身近なものになるのではないでしょうか。

また、予算の執行に当たる市の職員のみなさんも、このような市民の目線を十分に理解した上で、税金を使う時には「自分の財布だったらどうするだろう」というつもりで、真剣に取り組んでほしいと思います。

合併が行革につながっているか

昨年の7月に浜松市は周辺の11市町村と合併をして「新浜松市」となりました。合併は最大の行革であると言われますが、私たちが緊急提言やこの答申で何度も指摘しているとおり、やり方によっては改革にもなるでしょうが、やり方を間違えれば破綻にもつながりかねません。

12市町村合併時には、旧浜松市は周辺市町村にいろいろな約束をしました。その約束はもとの周辺市町村がそれぞれの立場から要望したものであって、合併して新市になってみると、すべてがかならずしも新市として最善の選択であったとは思えないものも見受けられます。

また、浜松市は一市多制度を導入しています。一つの市であるにもかかわらず地域の状況によっていくつもの違う制度があるのです。この制度は

適切に運用されれば、地域の特性を生かすことに貢献するでしょうが、同時に「一市多制度だから」という言い訳の上で地域エゴを生んでしまう可能性を含んでいます。

合併しない町村に学ぼう

一方で、全国にはさまざまな理由から合併を選択しなかった町村も存在します。これらの町村では生き残りをかけて、職員数を減らしたり、他の自治体に先駆けて収入役を廃止したり、手当を見直して総人件費を縮減することはもちろんのこと、議員定数を思い切って見直したり、補助金を削減したりと爪に火をともすようにして行財政改革を断行しています。

そして「自分で出来ることは自分でやる」、「自分だけではできないことは地域総出でやろう」、「地域でもできないものは行政に協力してもらおう」ということがその町村の基本理念となっています。

市民協働は奉仕の精神で

これからの行政は本当の意味での「市民協働」が求められます。

特に、今は平均寿命が長くなっていますから、定年で会社を退職されたような方々は皆さんまだ元気な方が多いのではないでしょうか。これから、少子高齢化が進む中で、そういった皆さんが、有償・無償の奉仕の精神で社会貢献をしてくれれば、市のあり方はどんどん変わっていくでしょう。また市の財政状況にも大きく貢献するはずです。

そして何でも行政に頼るのではなく、「自分たちのことはなるべく自分たちで」、「地域でできることは、地域で」という気持ちで取り組むことが何より大切なのです。

時代は変わっていく

戦後すぐのころは焼け野原で、食べる物も、服も不足しており、もちろんちゃんとした家もないような時代。それから少しして、何とか食べていくことはできるようになったものの、生活が苦しい時代が続きました。こうした時代を通じて生活給のしくみ、年功序列の賃金、家族手当や通勤手当、各種の祝い金などのしくみができてきました。ある市で問題になった制服支給も、スーツを買うと給料が吹き飛んでしまう時代に始まったのでしょう。

しかし、時代は変わっています。今や衣食住には不自由しません。世の中は生活給の時代から能力給の時代に移り変わっているのです。遠方から通勤する人や、子どもが多い人がたくさん給料をもらう時代から、多く汗を流し、多く知恵を絞った人がたくさん給料をもらう時代に移り変わっています。

市の給与のしくみも時代とともに変わっていかなくてはなりません。また給与のしくみだけでなく、市のあらゆるしくみも時代とともに変わっていかなくてはならないのです。

<u>これからは、市長はじめ市当局がどのように実行するのかを見極めたい</u> これから行革審は、私たちのこの答申を市長はじめ市当局がどのように 実行していくのかを市民の皆さんと共に見極めたいと思います。

これまでは市長や当局に「おまかせ」で、後になってから嘆くということがしばしばありましたが、市の行財政をチェックし、場合によってはしっかりと意見することは市民の責任でもあります。

当審議会は今後も提言した責任をしっかりと取り、引き続き平成18年度においても、市長や市当局がこの「答申」をどのように実行していくのか、改革の進み具合を確認しながら必要に応じて提言を行っていきます。

今後も、第二次、第三次の行革審を市民の声で

今回は短い期間での活動であり、とても市政についてすべてを理解したとは言えません。このため市民の皆様に対して、100%の自信を持って業務を完了したとご報告することができないことは申し訳ないと思っております。

一方で、常に課題があるから、またがんばれるという面もあります。「市民にわかりやすい情報公開の体制をつくる」「民間の経営感覚を導入する」「ムダを切って、有効な投資に振り向ける」という点については道筋を作れたと自負しておりますが、新たな課題は今後も続々と出てくるであるうと思います。今後も第二次、第三次の行革審を是非、市民の声で実現していただきたいと思います。

改革に終わりはない。すべては現在と将来の浜松市民のために

結びに申し上げたいことは、私たちが最初から最後までこだわり続けたこの一点、つまり「今の浜松市民だけでなく、将来の浜松市民のために改革しよう」ということです。そのために汗を流し、知恵を絞り、行革審を進めてきたつもりです。

改革に終わりはありません。すべては浜松市民のために、将来の子ども たちのために、常に健全な改革精神を持ち、たゆみない努力を続けようで はありませんか。

ということで、委員皆様の連名で総括というかたちになっております。

辻委員

この部分に関しては、37~40ページ、「4.総括全文」です。私と してはこのまま会長コメントにまわしていただきたいと思います。 理由は、「はじめに」の「オートレース事業」の部分と同じで、会長の個人的思いが凝縮されている。「戦後すぐの焼け野原」のことなど、委員の一部は体験していないエピソードがある。また、北海道開発予算の恩恵もあってわずか人口4,000人強で50億円を超える平成17年度予算を編成している北海道下川町は、「財政的に厳しい」とは言えない。個人的には同意できない部分があり、また、表現の仕方も審議会の総括文としてはふさわしくない。ただし、今回の行革審においては、相当程度、もっぱら会長の意向が反映されていることは周知の事実であり、会長コメントということでメッセージを伝えるのであれば、それは異例に長くとも許容できる。

これは修正するよりも、そのまま会長コメントに載せていただいた方が、 皆、ハッピーではないかと思います。以上です。

会長

それでは会長コメントとして出させていただきます。ただ、委員8名いますから、この総括でいいという方がいらっしゃれば、最後に総括は8名の内、何人が賛成、何人が反対であったか明確に出していきたいと思っています。

辻委員

私も全部反対というわけではないのです。趣旨で賛同できる部分はたく さんあります。そこは会長総コメントということで。

会長

個人のコメントか、8名の委員の総括とするかによって、市長の受けと め方も違ってきますから、これは明確にしたいと考えています。

中山委員

会長コメントではまずいと思います。会長だけのコメントであれば、別途出せばいいのです。やはり委員の総意で、方向性として、多少の文章の関係でいろいろあるかもしれませんが、問題がなければ総括として出すべきだと思います。会長だけがということではまずいと思っています。

伊藤委員

総括というまとめ方が悪ければ、タイトルを「コメント」や、「終わりにあたって」などとしてもいいのではないでしょうか。ここで締めてから、皆さんの意見(コメント)を載せてまとめたらどうでしょうか。

会長

皆さんの意見としてのコメントであり、総括にするのか、会長個人のコメントとするのかはっきりしていただければいいです。

井ノ口委員

私達のコメントは用意しましたが、まだ記載されておりません。そういう意味で、個々のコメントは後で記載するので、私も戦前の生まれですが、概ね、私の気持ちを代弁していただいているので、これで結構です。

会長

この総括に8名の内、何人が賛同していただけるかによって、これは明確に記名して出させていただくことにしたいと思います。

辻委員から指摘のあった北海道下川町の表記については、合併しないで生きていく自治体もあるという例として表示しました。ここは森町に変えてもいいと思っております。戦後の焼け野原については、何も無いときは国家公務員の給与も民間の給与も、生活給でスタートしたのです。お生まれになっていないからお分かりにならないかもしれませんが、我々はその時から経験して、生活給から業績給へ移っていったという歴史の流れを申し上げたものです。知っても知らなくても、これも削除というならば、「貧しい時代から富める時代へ」という表現でも結構でございます。ただ、文章で、「審議会の総括にふさわしくない」と指摘されていますが、辻委員は次元の高い文章をお書きになりますが、私がいつも言っていることは、小学6年生にも分かる自動車のカタログ、宣伝ということをやっています。したがって、難しい言葉で表現することはいかがなものでしょうか。程度が低いと言われるのであれば、甘んじて受けます。

辻委員

内容で気になるのは、38ページの「市民協働は奉仕の精神で」というところです。私は、有償ボランティアは今後あり得ると思っています。ところが、この文章の中では有償ボランティアに対して否定的なニュアンスで書かれているように思います。有償ボランティアは雇用関係がなくても、無償ボランティアと並んで、有償というかたちでボランティアをしているということを、もう少し拡大して好意的に考えてもいいのでないか、ということが実質的に内容面で一番大きいところです。

山口委員

私もここの箇所については、勉強会でも理解できないし、異議を申し上げました。私もここが入っていると連名に連ねられないかというくらいで

す。私達は給料を払ってNPOの専門的な人材を養成して成果を上げています。ここの部分には合意できません。半分くらいはいいのですが、協働のパートナーとして市民の力を借りていく指針を浜松市が尊重されているのであれば、この項目は該当しないと思っています。辻先生が勉強会にはいなかったので、誰も援護射撃してくださらなかったのです。そうすると、39ページの「これからは、市長をはじめ…」以降は、全員合意ができます。そこまでは多少本文と重複している部分がありますが、ここからであれば全く異論がないのではないかという気がします。

会長

皆さんでまとめたので、私だけの意見ではありませんが、38ページの市民協働は、過分な報酬が必要かということであって、適正な、実費はいただくことが必要ではないでしょうかということで、何でも無償でということではありません。附属機関等の委員が浜松には1,400人います。

山口委員

それは市民協働には該当しないと思います。そこは表現を変えればいい と思います。

会長

ここで言いたいのは、市民協働に携わる時に自治会もそうですが、過分 に貰うことが当たり前ではなく、皆ボランティアの気持ちでやりましょう という意味で、あまり深い意味はありません。

山口委員

言葉が一人歩きしてしまうのが怖いので、表現を変えていただければと 思っています。

事務局長

この市民協働のところは、会長もおっしゃるように、委員の方のように 無償でやっているボランティアもあれば、山口委員の言われるNPO、会 社組織等で行っている方もあり、すべての報酬をなるべく控えるようにと 思われてもいけません。積極的に活動している組織、NPOに対してはそ れなりのものがあって当然であり、そういう表現を加えさせていただきた いと思います。有償のボランティアと、無償のボランティアに対するもの は違うということになると思います。そのようにまとめさせていただき、 市民協働の奉仕の精神は生かしていただきたいと思います。

辻委員

簡単に作文すると、「これからの行政は、本当の意味での市民協働が求められます。」は生かして、その後文章二つ削除し、その次に「特に今は平均寿命が長くなっていますから、定年で会社を退職されたような方々は皆さんまだ元気な方が多いのではないでしょうか。これから少子高齢化が進む中でそういった皆さんが、有償、無償を含めてボランティアの精神で社会貢献をしてくれれば、…」とすればいいと思います。また、「下川町と福島県矢祭町はその代表的なところです。」という文章だけを削ってくれれば趣旨としては賛成します。

会長

私は全然こだわらないので、その修正でよいと思います。

事務局長

他の委員の皆様はいかがでしょうか。特に山口委員は。

山口委員

そこを修正していただければ結構です。

事務局長

それでは、そういうことで委員の皆様、満場一致ということで最後のま とめをしていただきました。

会長

これで、予定をしていた審議を終わります。今日が最終答申の最後ということで、委員の皆様方大変お忙しいところ、長い間お付き合いいただきありがとうございました。また、市の皆様もご協力いただきありがとうございました。傍聴の方々も、審議を聴いていただきありがとうございました。ただ、皆さんに言えることなのですが、時間が限られているなかで、全くの素人が、どういう資料を貰わないと判断できないか、そのこと自体がまず分からなかった状況で、文章にも戸惑いつつ、この答申ができました。これに全部を網羅できたとは思っていません。しかし、3月31日までの答申については、ここで打ちきりたいと思います。

我々の任期は来年の3月31日まで1年間あります。今後、どのように時間を過ごしていくかを委員の皆さんと検討して、これから進めてまいりたいと思います。これまで、公開の審議会は13回40時間、勉強会は19回102時間ですから、40時間の公開時間に対して、2.5倍勉強会を行い、分からない資料を分からないなりにまとめたということでござい

ます。3月末までに提出する答申は、これで進めたいと思います。

これで答申をまとめ、すぐにでも市に出せるのですが、私どもは日曜日でも働いておりますが、市はお休みですから、月曜日か火曜日になるかと思います。今日は報道の皆さんがいらっしゃいますので、私どもとしては総括をして、報道関係者と話し合いたいと考えております。そして、改めて市長に提出したいと思います。

そういうことで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

3 閉 会

事務局

以上をもちまして、平成17年度の浜松市行財政改革推進審議会はすべて終了いたします。

これまで審議会はすべて公開で開催し、多くの市民の皆様に傍聴いただくとともに、行革110番へのご意見などをいただき、誠にありがとうございました。本日まとめた「答申案」については、後日、市長にお届けするところでございます。

当審議会では、この新行政経営計画の進捗状況についても引き続きチェックしていくため、平成18年度も公開で審議会を行ってまいります。開催日程等については、新聞報道及び行革審ホームページでお知らせいたします。委員の皆様には、来年度もよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第17年度、第13回浜松市行財政改革 推進審議会を終了いたします。ありがとうございました。

会議録署名人